

1. 子どもの事故防止と安全対策について

(1) 通学路や交差点での交通安全について

②保育園児や幼稚園児の散歩時の事故防止と安全対策について

【答弁】

それでは、1.「子どもの事故防止と安全対策について」の(1)の②につきまして、お答えさせていただきます。

大津市の事故を受けて、厚生労働省より移動経路の安全性や職員の体制などの再確認をし、散歩等は豊かな体験を得る機会を設ける上で重要な活動であり、安全に十分配慮しつつ、引き続き積極的に活用するようにとの内容で通知がございました。本市といたしましても「保育園における散歩について」という通知を、公民の各保育園に同内容で出しております。

日常的に利用する散歩の経路は、交通量の少ない、できるだけ歩道やガードレールが完備されているなどの道路を利用しております。また、散歩に出る際の職員体制を十分配慮し、道路を歩くときも、保育士は車道側を歩き、子どもは車道の反対側を並んで歩きます。信号を待つときも同様にして園児の安全確保に努めております。

また、実際に職員で地域を歩いて危険箇所や情報の共有を行い、よく行く公園や徒歩の園外保育などは、どのコースを歩いていくかを知らせる散歩マップを作成し、地図に写真などを入れてわかりやすくし、保護者の方々にも少しでも安心して頂けるような工夫でお知らせもしているところでございます。

幼稚園においては教育委員会から「交通安全にかかる取組みの徹底について」という通知を出し、安全な道路の選定等、歩行時の園児の安全確保に努めるよう市立幼稚園に対し指示しております。

園外保育の際には園児を一列に並べ、複数の教職員が列の前後と中ほどに付くとともに、信号待ち等の待機時にも、車道から離れた場所を選ぶように配慮し、園児の安全確保に努めております。

今後も幼稚園・保育園ともに、散歩を含めて豊かな活動を保障し、園児が安全で安心した園生活を送ることができるよう事故防止と安全対策に努めてまいります。